

第六十五回国会 衆議院 科学技術振興対策特別委員会 第九号 (刷換分)

昭和四十六年三月二十四日(水曜日)
午後一時二十一分開議

出席委員

委員長 渡部 一郎君
理事 木野 晴夫君 理事 菅波 茂君
理事 田川 誠一君 理事 前田 正男君
理事 石川 次夫君 理事 近江巳記夫君
理事 内海 清君
青木 正久君 加藤 陽三君
梶山 静六君 塚原 俊郎君
橋口 隆君 曾祢 益君
山原健二郎君

出席国務大臣

国務大臣(科学技術庁長官) 西田 信一君

出席政府委員

科学技術庁長官 矢島 嗣郎君
官房長 石川 晃夫君
科学技術庁研究調整局長 井川 克一君
外務省条約局長 小口 芳彦君
大蔵省理財局次長 花岡 宗助君

委員外の出席者

通商産業省鉱山石炭局開発課長 花岡 宗助君

委員の異動

三月二十四日
辞任 補欠選任
稲村 利幸君 青木 正久君
森 喜朗君 塚原 俊郎君
吉田 之久君 曾祢 益君
同日
辞任 補欠選任
青木 正久君 稲村 利幸君
塚原 俊郎君 森 喜朗君

曾祢 益君 吉田 之久君

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件
海洋科学技術センター法案(内閣提出第四三三号)

○渡部委員長 これより会議を開きます。
海洋科学技術センター法案を議題とし、審査を進めます。

○石川委員 海洋開発に關しましては、私は再三質問いたしておりますので、重複を極力避けて申し上げても、海洋開発の重要性はいまに始まったことではございませんけれども、何といたしましても諸外国に比べて非常な立ちおくれになっておることは、私から言うまでもないと思っております。当面の問題としては、公害、物価というものは非常に世論の関心の的になっておりまして、これも、この物価の問題一つとってみても、実は科学技術の果たさなければならぬ役割が相当大きいというようなことを感じて、実はそういう基礎研究の部門を強化するということについて、質問を時間をとってあらためてゆっくりやりたかったのでありますけれども、きょうはそういう時間がございませんので、海洋開発に限って質問だけ申し上げますが、私は、公害、物価という問題は当面の緊急課題であるけれども、少し長期的な展望に立った場合の日本の課題は何かという、情報化社会というものが向かって非常に激しい断絶というものが加速度化されていくのではないかと。情報化時代を促進をしながらそういう断絶に対応するということがたいへん大きな政治課題になるのではなからうかというのの一つの

大きな問題でもあるし、それからあと一つは、私は資源関係だろと思うのであります。こまかい資源関係について一々申し上げる時間の余裕はございませんけれども、最近話題にのぼっております石油だけを考えても、いまのところはランニングストックとしては二十日分しかない。したがって、いま輸送している最中の船が全部ストップすれば、とたんに日本じゅうの工場が全部とまってしまわざるを得ないというような問題、それから石油だけではなくてOPECの結果がCIPPECのほうにも波及するであろう、あるいはニッケル、ボーキサイトのほうにも波及するであろうというようにございまして、この情報と資源という問題については上ほどいまから腰を据えた対策を立てない、もう千載に悔いを残すことになるのではなからうか、こういう感じを強く持つておるわけでありまして、統計的にいいますと、あと十年たちますとほとんど九〇%以上は海外に資源を依存しなければならぬということになるわけにございまして、この中でエネルギー資源が当面非常に大きな課題になっておりますけれども、石油だけに例にとりまして、石油をどうするか。日本だけで三割を自主確保しなければならぬということになっております。もともと石油の問題は、これは私は商工委員会でかなりやり取りしておりますし、たいへん大きな問題が山積しておりますけれども、これはそういう場所じやありませんから申し上げませんが、石油は海底に依存をしておる部分が現在のところ一六%でありますけれども、十年後は三五%になり、二十年後は五〇%をこすであろう。こういうようなことで、エネルギー資源だけをとりましても、海洋開発というものがきわめて大きな使命を持つておるということ、私は、私から言うまでもないわけでありまして、きょうは外務省から来ておりますから、まずこ

の海洋開発についてのいろいろな問題を外務省関係で聞きたいのであります。その前に、西田長官に一言伺いたいののであります。

海洋開発審議会というものが海洋科学技術審議会から改組をされまして、本来ならこの委員会でもって討論をしなければならぬものであったと思うのでありますけれども、これは慣例に従って内閣委員会でもって審議をされたということになったわけでありまして、このことに關しても相言わなければならぬことがたくさんあったわけなんです。この審議会が一体どういう任務を持ち、どういう機構で出発をするかということをごく簡単に、こうでございまして、ひとつお示しを願いたいと思っております。

○西田国務大臣 海洋開発のためにまず技術の開発が必要であるという立場からいたしまして、科学技術審議会というものを設けまして、約十年間取り組んでまいりましたのであります。技術が海洋開発の最も先決的な役割りを果たしておりますことは当然でございまして、先生お話しのとおり、海洋の地球上に占めますところの面積から見ましても、陸地よりもはるかに広いわけにございまして、むしろ陸上よりも海中における資源のほうに、これは見方によりましてはむしろそのほうが無限である、こういうふうにもいはれておるわけにございまして、したがって、技術の開発を急ぎますと同時に、海洋開発全般にわたりますと、あらゆる角度から海洋開発の推進をはかる。このためには、基本的にあるいは総合的にいろいろな問題を審議いたしまして、そして将来の海洋開発の方向というものを定めていく必要がある、こういうふうな考え方をございまして、その立場から、そういう考え方を広範な海洋開発審議会に改組いたしまして、海洋開発と

全面的に取り組んでまいりたいというのが、この開発審議会を設ける趣旨でございます。

そこで、どういふことをやるかというところであります。まず海洋開発に關しますところの基本的な理念あるいは長期的な方針をきめたい、こういうことに取り組みたい。次は海洋開発のための必要な人材の養成方策というものの課題として取り上げてまいりたい。それから海洋開発に關しますところのいろいろな制度、これは機構、法制等も含むわけでありますが、こういう問題と取り組んでまいりたい。海洋開発に關しますところの国際問題、これは大陸だなの問題もございまして、あるいは領海の問題も入るかもしれません。あるいは深海底の国際管理の問題等いろいろございます。そのほかにもあると思いますが、このよう

な各般の問題にわたりました審議をして、方向を打ち出してまいりたいということがねらいでございます。

そこで、委員は大体二十名ぐらいと考えておるわけでありますが、委員以外にそれぞれ専門的な方もわずらわしまして、幾つかの部会をつくってまいりたい、かように考えておりました。それらの総合的な運営によりまして所期の目的を果たしてまいりたい、かように考えている次第でございます。

○石川委員 実はこの前の海洋科学技術審議会の場合は四つの部会がございました。鉱物資源、生物資源、海洋環境、共通技術施設ということで何回も答申が出ておったわけでありますけれども、答申の中身はなるほどこともたまたまということがたまたまあったわけでありますが、私みたいな第三者といえますか、しろうとから言わせると、全部技術者の集まりであって、わが田に水を引くというわけじゃございませんけれども、あれも必要だ、これも必要だということで、科学技術的に必要なものを羅列して何かびちりとした重点的な方向づけというものがなされないうような懸念、そういうふうな懸念があったわけでありまして、今度は部会をつくるということになればどう

いうふうな部会をおつくりになるという御予定なのか、それをまずお知らせ願いたいと思います。

○西田國務大臣 まずとりあえず考えておりますことは、科学技術部会というものをつくりたい。それから開発計画部会というものを考えてみたい。次には制度国際部会と申しますか、そういうた部会を設けまして必要に応じてさらにまた追加考えていくことだろうと思っておりますが、とりあえずそのようなことを考えております。

○石川委員 私、科学技術審議会というもののから開発審議会に変わったわけでございましてから基本的なそういう全体的な対外的な交渉やその他を含めての性格のものに変えていかなければならぬという意味ではいま直ちに御回答が正しいかどうかというところはちょっと判断に迷うわけでありまして、おおよその方向としては国際計画、プロジェクトをどうするか、重点をどうするかということをはきめる、あるいは技術的な方向はどうするかということをはきめていくというふうな部会のあり方はまず妥当ではなからうかと考えておるわけであります。そこで、この前みたいにならなければならぬことはたくさんあるわけですね。大陸だなの賦存資源の基礎調査をどうするかとか海水の淡水化の問題、海底地形地図の問題、海底作業基地の建造、潜水調査船の運航の問題、気象観測船、それから栽培漁業センター、海中公園、国際協力とかやたらむしゅうにあるわけなんです。これ以外にもたくさんございまして、このういふものを集約をして重点施行をやはりやっていたいかなければならぬではないか、こう私は考えております。

そこでいよいよやうな問題になりますことは、海外との協力関係をどうするかということ、これはどうしても前提条件として必要になる。それからあと一つ前提条件として必要なのは、いろいろ海洋開発をやる場合に問題になる可能性、危険性をかもしおとすところの平和利用に限るんだというこの意思表示というものが確立をされていなければならぬという問題が一つあるかと思う

し、あと一つは技術的な方向として研究する方向は一体どうあるべきかという場合に、私個人の意見をもちまして、やはり海洋生物資源の問題が一つあると思っております。現在でも栄養不良の国民が世界でも四〇〇億いるといわれておりますけれども、あと二、三十年たてば人口は倍になります。そうなりますとますます動物たん白に欠けては不足を来たすけれども、陸上の動物にこれを依存するといふことは不可能であるといふ見通しを立てますといふこと、どうしても海洋の生物資源に依るものに依存しなければ人間が生きていけないという極論まで出てくるを得ない。ところが七千万トンでもって海洋資源といふものも頭打ちになっていまして、その中でお互い取り合いをしていける。この生物資源といふものは一向にふえてこないといふような問題をどう解決するかという問題がまず一番大きな問題である。それからその次に、石油問題に限って言うわけじゃございませぬけれども、海底の資源開発という大きな大きなプロジェクト、柱をまず立てる、それに必要なものは一体何だといふことでいわれるプロジェクトシステム、システムエンジニアリングのシステムを確立をして、その方向に向かって必要なことは一体何だといふ方向でいくのが一番いいんじゃないか。学者先生だけにいままでのような形でまかしておきますと、あれも必要これも必要といふんだけれども、それは何に結びついていくんだというところが羅列的であって並列に並べられておってさっぱり焦点が合わないというきらいがいます。まあまあたまたまなわけであります。その点は今後どうされるおつもりか、ひとつ長官の御意見を伺いたいと思っております。

○西田國務大臣 石川先生の申されましたように、これから広範な問題と取り組んでいく場合に何か散漫になって焦点がぼけるということがあってはまずいと思っております。そういう意味で私どもは三つの部会を申し上げましたが、まず開発計画部会におきましてどういふ問題と取り組んでいくか。いま海中動物の問題あるいはまた海底資源の

問題をおあげになりましたが、そういう開発計画をどう立てていくかということにまずねらいをつける必要があると思っております。それから発足いたしました、そして一面においてはこれを基盤に置いて科学技術はどういふ方であるべきかを科学技術部会、それからまた国際的な問題等もございまして、制度の問題、国際的な問題等を制度国際部会、これが基本的な開発計画に従ってこれらの問題に対処する、こういう方向をとることが適当だろう、こういうふうな方向で運営してまいりたいと考えております。

○石川委員 話が順序がばらばらになってしまふのですが、条約局長時間の都合がございまして、ですから、ごく初步な質問から始めたいと思つてすけれども、ジュネーブ四条約、この海洋関係の四条約、公海条約、領海条約、漁業条約、大陸架条約、これは全部批准されておりますかどうか、念のために伺います。

○井川政府委員 四つのうち二つを批准いたしております。領海条約と公海条約、この二つを批准いたしております。公海漁業条約及び大陸架条約は批准いたしておりません。

○石川委員 それで問題は、領海三海里説、十二海里説、ひどいのは百海里説、いろいろあるわけですが、わが国ではいろいろ漁業の関係でもって三海里説をとっておるといふたでまえにはなっておりますけれども、水産庁は必ずしも現在三海里説にこだわっておらないと思つて、これは今後の海洋開発、御承知のように日本の本土の大陸架だけを考へてみましても、日本本土の七六〇も占めておるわけでありまして、この三海里説にいつまでもこだわらるべき時期ではないんではなからうか。十二海里といふのは世界の大勢でもあり、やはりこれは十二海里といふことで、ひとつほかの国とも歩調を合わせていかなければならぬ時期に海洋開発の将来性から考へて出てくるのではなからうか、こう思つておりますが、その点は現在どう考へておられますか。

を軍事的にも持つてゐる。そこでどうしても海底軍事基地という誘惑というものが強く出てこざるを得ないのではなからうか、こういう懸念が一つあるわけでありませう。それから核機雷というものは下のほうに埋めておいてある一定の必要なときにそれを誘導して浮上させる、そして核機雷というものを有効に働かせるということも可能であるというふうなこともいわれてゐるわけでありませう。これは海底ＡＢＭも可能である。これは仮想敵国の近くにそれを持つていつてつくることであれば、ＡＢＭというものが、発射直後に迎撃の

は、この間、深海の軍事利用禁止というふうなとも提案をしたようでありますけれども、まあ防衛御用ならかまわないという考え方が現在行なわれておるのかどうか。ということならば、ABMはかまわないということになり得るわけでありす。その点の見解を、外務省を代表する意見といふわけにはいかないでありましようけれども、条約局長として、何かそういう問題についての条約に關連するような事項があれば、ひとつこの機会にお教え願いたいと思うのです。

○井川政府委員　海底軍事利用禁止の問題でござ

おいては最も重要かつ最も危険な兵器の設置を禁止するということが現実的な解決方法であるということになりました。一九六九年十月七日に米ソが両方が意見が一致しました案というものを提出しました。これが基礎となりました。ただいま国会で御審議願っております核兵器及びその他の大量破壊兵器の海底における設置の禁止に関する条約ができてまして、私どもは国会の御承認を得次第、これに批准し、加入することになっております。

○石川委員　いまのは十二海里以遠ということに

もそれを強く希望したい、これは国民の世論でもあろう、こう思つておるわけでございますが、その点の御意見、いかがでしようか。

○井川政府委員 この条約案を審議いたしました軍縮委員会で、わが国の代表は、領海、つまり十二海里の中においても禁止すべきであるという議論をいたしまして、非常に強く主張いたしましたけれども、やはりその十二海里の中は自分の領土、つまり主権があるんだ、領土と同じであるからかという点で、十二海里の中、つまり陸に近いほうはこの条約の対象はならないということに

なつたわけでございます。したがって、大陸だなが十二海里の外にずっとあるという場合には、その大陸だなにおける核兵器その他の設置は当然、この条約で禁止されておまして、つまり除外されておりますのは、十二海里の中、距岸の十二海里の中が除外されておまして、十二海里の外は、大陸だなであらうがそうでなからうが全部禁止されている、こういう状態でございます。

○石川委員 条約局長、いまのように、私は、いつか日本が、防衛用はこの限りではないと言ったことがどうもひっかかっておるのです。もう戦争というのは、自衛のためという名目で起こらなかった戦争はなかったわけなんです、防衛といえど、これは攻撃と同じことになるわけでありまして、ぜひ今度国連で主張いたしましたように、十二海里以内、大陸だなも含めて、これは兵器基地は禁止するということ、軍事基地をつくらせないというこのための努力をひとつお願いしたいというところで、あと条約局長、時間の関係がございいますから、けっこうでございます。

それから、通産省、きょうは鉱山石炭局長がお見えになっておられますけれども、ちょっと伺いたいのでありまして、資源といつてもたくさんあるわけなんです。たくさんございまして、石油の海洋開発で当面日本がやり得ることは、まず石油であらうというのが常識だろうと思つておるのです。石油のほかに、もちろんございまして、石炭もございまして、それからマグネシウムもございまして、いろいろありますけれども、緊急に日本としては必要なのは石油である、こう思つておるわけでございます。ところが、ここで石油問題を話しても始まらないわけでありまして、メージャーの關係は、大体一つの会社でもって三百億から五百億ぐらいの採掘に費用をかけておる。日本の場合は、二十の会社が十六ぐらいのプロジェクトを設けて、それ全体にかけている費用が大体その三分の一ぐらいであります。向こうは一社でもって五百億ぐらい使うけれども、日本では十六プロジェクト、十八プロジェクトでしたか、全体に對

しても百五十億圓ぐらいしかかけていないというやうなことは、とても問題になりません。実は、私、ある手紙を手に入れたのでありますけれども、今度の値上げの交渉についても、日本からのベチションに對してという回答がきています。正式回答じゃありませんが、日本からいろいろ懸念されておるということ、その懸念に對しては値上げはどうしてもしてもらわなければいかぬのだというやうな非常に弱い立場になつておるわけなんです、どうしても自主的に三割ぐらゐは自分の力で確保しなければならぬ。しかしこれを制確保なんというのには不可能だし、民間依存というやうな立場では絶対に私は可能性はないと思つて、やっぱり政府指導という形ではなければ、イラン、イラクは自分で鉱区を持てておるんですから、そういうところが日本の小さな業者がメージャーの十分の一にも百分の一にもならぬやうな日本の業者が行つても、とても相手にしてくれません。日本という国が行つてやはり国の立場で大きく交渉していくという以外には方法はないのではなからうか、こういう感じを持てておるんですけれども、しかし当面この石油の開発は近海に求める、全力投球をするということが常識であらうと思つておるのです。

かしながら、海外開発事業が本格化したに伴ひまして、現在試掘段階で成功いたしておるものがアブダビ石油、インドネシア石油、コンゴ石油等がございまして、今後の開発が期待をできるというところでございまして。原油の供給量の三〇〇という目標は昭和四十三年の総合エネルギー調査会で示された目標でございますけれども、原油の需要量が当時の推定値を非常に大きく上回つておる、今後伸びますので、自主開発を一そう進めさせんとこの目標達成はなかなか容易でないというのが現状でございます。そこで日本周辺の大陸だなをはじめといまして、できる限り近海から開発をすべきであるという先生の御意見のとおりでございますけれども、今度のOPECの騒動等もございまして、石油の供給源というものをできるだけ分散化するという方向を打ち出してございまして、そういう意味におきまして、東南アジアは距離的にも近うございまして、しかも南アジアは距離的にも近うございまして、しかも産出原油に低硫黄が多いということもございまして、われわれとしては今後、いよいよ力を入れてまいりたい。しかしながら一方におきまして、中東は埋蔵量が非常に大きいということ、生産性が高いということがございまして、やはり中東というものもそういう意味ではわれわれとしてなお輸入せざるを得ないということでございます。日本周辺の大陸だなでございますが、従来の調査によりまして、可採埋蔵量が全部で一億八億キロリットルという推定値が出ております。これがどの程度の年間生産量になるかというところにありますけれども、昭和六十年におきましては、日本の総需要が年間七億キロリットルにも達するということでございまして、大陸だなの開発をすぐに進めたいとしても、これにたより得る比重というものはおのずから限度があるということでございまして。

○石川委員 尖閣列島の埋蔵量は大体どのくらいと御推定になっておられますか。

○花岡説明員 これはエカフエの調査で、非常に大きな鉱層があるということまではわかつてお

ますけれども、まだ可採の埋蔵量がどのくらいあるかというところまでの調査はできておりません。

○石川委員 尖閣列島の問題を話しますと、これはきのう近江さんもお話しになりましたし、相当国際的に大きな紛争の種になりそうに非常にむずかしい問題でもありますから、きょうはことさらに触れさせんけれども、しかしこれは沖繩の米民政府布告二十七号によりましても帰属ははっきりしているわけですね。そこへ台湾が青天白日旗を立てたりあることが自分の領土であるということ、主張するということにはなりまして、これを主張するということにはなりまして、しかし然る態度でこの尖閣列島關係は日本の領土であり日本の大陸だなに所屬するんだという決意をもつてひとつ——これは通産省の方に言つてもしかたがないことなんでございまして、けれども、長官あたりもこの点は然る態度で臨んでもらわなければならぬ。この埋蔵量は実は私米國ウッズホールの海洋研究所に行きましたときに、向こうの副所長さんが非常に親切にわれわれに注意をしてくれたのであります。非常に親目的な方でございます。それはあつたが、ガルフあたりが手をつけそうになつておるけれども、日本で発見した日本の領土なんだから早く日本が手をつければ困ることになるんじゃないか、あれはきわめて有望な油田だからぜひ早く手をつけなさいというのを、アメリカのウッズホール研究所で私は忠告をされたというやうな経緯もあるわけなんです。そういうことから見ても尖閣列島はかなり有望な油田ではないかというふうに推察をされるわけですね。埋蔵量がどのくらいあるかということには人によつていろいろ意見が違ひますけれども、かなり有望な油田であるということとは想像にかたくないやうでありまして、この点での尖閣列島をめぐるいろいろな紛争もございまして、けれども、何としても確保するということも含めて日本の近海において海洋開発を行ない、そのことによってまず三割のうちの一割程度は、三分の一ぐ

らはいはどうしてもそれで確保するんだというふうな一つの目標を立ててみたかどうか。もういま三割それ自体が実は夢物語りなんです。いまのようない資金の配分のしかたではどうにもなりません。そこでその前提となるのは、これは通産省のほうから構想が出ておったわけでありすけれども、資源開発プランニングセンターというものをつくりたいということがあって、これはまだできておりませんね。しかしこれは石炭鉱山局のほうで出しておられるわけでも、通産省の独占物でもないと思う。国全体として取り組まなければならぬといへん大きな問題だ。これは石油に限りません。おそらく銅の関係でもニッケルの関係でもボーキサイトの関係でも、このO.P.E.C.の結果に刺激されていままでも植民地支配を受けてきているわけですね。そうして埋蔵量がサウジアラビアのようにたくさんあるところと二十年か十五年しかないところとに比べて、いままでの分をとりかかると十五年か二十年の埋蔵量のあるうちに取り返しをしてしまつて近代化をはからねばならぬというふうなあり方もあるわけでありすから、私はO.P.E.C.のいうことはあながち無意味な意見だとは思えない。妥当な意見ではないかと思ふ。思われるのでありますけれども、それだけにわれわれとしてはそういうところとの国際協力というものを進めながら海外開発をやつていかなければならぬと思うのであります。それにはまず日本の資源開発全体のプランニングセンターというものがまずできて、その一環としての海洋開発というものはどういふ役割りを果たすか、こういう一連の關係といふものを内閣全体の姿勢として私は確立をしていかなければならぬ必要があるのではないかと思つておるわけでありす。

そのほかあと一つだけ大臣に聞いておきます。重点施行してくれということをお先ほど申し上げましたが、重点施行といつてもなかなかたくさんあるのです。エネルギーといつても石油だけでなく潮汐とか波浪とか温度差を利用してとかということ、これをエネルギーにかえるという意味で

のエネルギー、それから鉱物資源、石油、石炭、ガス、マグネシウムというのがある。それから生活圏を拡大するといふ問題で海底に油をたぬといふ問題、海中公園、海底住宅、技術の波及効果等をねらうんだといふ考え方も一つある。これは遠隔操作といふものが大きくものをいうし、エレクトロニクスによるところの通信技術といふものもあるでしょう。自動制御の問題もあるでしょう。それから生物資源としてのいふ言つた魚の問題もある。非常にたくさんあるわけですね。的をしぼりにくいのです。的をしぼりにくいんだけれども、私が先ほど言つたようにこの鉱物資源と生物資源といふものに重点をしよう。そしてそれに關連して海底地図も必要であらうし、潜水技術、潜水医学といふものも必要であるし、そういうことでの必要性といふものを、重点といふものをきちんとしぼつた形で海洋開発といふものを進めていかなければ非常にむだなことになるのではないかと一つ。

それからあと一つは、宇宙開発も相当金のかかる大きな仕事でありますけれども、通信衛星を飛ばして、あるいは気象衛星を飛ばしてといふことなんです。この前も分科会でちょっと話しましたけれども、宇宙開発といふものの実益よりは海洋開発の実益といふもののほうがはるかに大きいし、また日本が海国日本であるといふような観点からいって、青年に夢を持たせるといふような気持ちも私としては持っております。どうしても海国日本の海に夢を持たせるといふようなことも含めて——宇宙開発はどうでもいふんだといふことを言つてもいい毛頭ございせんけれども、あまりにも宇宙よりもおくれ過ぎているのではないかな。宇宙開発それ自体もたいへんおくれ問題にならないのですけれども、それ以上に海洋のほうにはるかにおくられている。予算を見てもそのとおりであります。そういう点でぜひ海洋開発に相当な腰を据えた重点指向をしてもいい。アメリカの足元にも及ばないような現在ではますます格差が開くばかりだといふことで、この点について

の所見を伺つておきたいと思ひます。

○西田国務大臣 海洋開発はきわめて多岐多面にわたつておりますけれども、その中でも先生の御意見は水産資源、鉱物資源にまず重点を置くべきではないか、こういう御意見と拝聴いたしました。もちろん多面的な技術開発もあるわけでありませんが、また将来の方針も検討しなければなりません。確かに当面の焦点は水産資源、鉱物資源等に当てていくことが適當であらうかと実は考えます。できるだけひとつ散漫にならないように、重点的にしぼつて効果をあげるといふようなことは十分考へてまいりたいと思ひます。

次に、海洋開発が諸外国に対して非常におくれである、アメリカ、フランスなんかに対してはかたまりのおくれであると思ひます。そういう意味から申しまして、しかも海洋開発といふものは国民経済の上にも非常に大きな貢献をするといふことも御指摘のとおりでございます。したがって、まして、おくれであることも事実でございますし、またその開発も効果があらがればあるだけ国民に大きな利益をもたらすわけでございますから、私どもは従来のややおくれしております点を何としても取り戻したい、こういう積極的な心がまえで、今回審議会の設置あるいはまた海洋科学技術センターの設置といふようなことに踏み切つたわけでございます。これらを土台といたしましてこれらのおくれを取り戻すように、予算の面等におきましても十分な配慮をまいりたいと思ひます。

これは科学技術庁だけではなくて各省にそれぞれまたがつておりますので、総合的な立場からひとつそういうようなおくれを取り戻すための予算措置あるいは計画の樹立あるいは技術の開発ということに、口先だけでなくてほんとに真剣に取り組んでいかなければならぬ、こういう決意でありまして、これは私どもだけではなくて政府全体がそういう姿勢であるといふことを申し上げておきたいと思ひます。

○石川委員 長官がいなくなつてしまつたのでちよつと困つたのですけれども、きのう近江さん

から質問がありました「しんかい」、これは六百メートルまでおられることになった、日本で初めての深い海の探査ができるような船があるわけでありすが、故障はかなり多い。初めてのことももあるし、試験的なものでもありますが、具体的に得ないと思ひますのでありますけれども、具体的にどういふ故障が出てどういふ対策を現在やっておるか。ということは、ディープ・スターといふのは六千メートル下がる。日本の六百メートルの十倍、パチスカーフは更に一万メートルであります。これは先進国でありますから日本のものと比較にならないのは当然でありますけれども、それに比べて十分の一度度しかおられない日本の「しんかい」が、初めからあまり故障が多いといふようなことではちよつと情けないんじゃないか、こう思ふので、その故障とその対策をどうされておるか伺ひたいと思ひます。

○石川政府委員 「しんかい」につきましては、四十三年の三月に完成いたしました。現在海上保安庁にその船を移しまして、運航は海上保安庁でやつていただいております。ただその運航計画につきましては關連各省が集まりまして運営会議をつくりまして、その運営會議の結果に基づいて「しんかい」を運営しているわけでございます。四十四年度は、主としてこの「しんかい」の運航のための船員の完熟訓練というのに力を注いだわけでございます。四十五年度は四国沖あるいは伊豆沖で、この「しんかい」を使いまして調査を始めたいわけでございますが、この二年間におきまして、たゞいま先生御指摘のようないろいろな点が出てきたわけでございます。確かにこの「しんかい」の設計にあたりましては、十分六百メートルまでの海底におきまして種々な作業ができるような実験船という形でつくつたわけでございますが、実験をやつております間におきまして、たとえば高圧空気關係等の減圧弁あるいは電池の絶縁低下、こういうような問題も起きてまいりました。また「しんかい」の先についておりますマニピュレーターでございます

すが、これも作動が思うように動かなかったというより現象が起きてまいりました。四十五年度におきましては、この油づけ電池につきましては十分その原因を究明いたしましたところ、このような事故は諸外国においても従来開発途上において起こっておりましてございます。わが国で開発いたしました油づけ電池にいたしましては、やはり同じようなふぐあいな点が出てきております。しかしこれは現象として起きてくるものでございまして、やむを得ない。ただ交換あるいは充電というものの操作がやりやすいようにしなければいけないということでの改造を行ないまして、現在には完全に動いておるわけであります。

この次は、四十七年度におきましては、電池の交換を定期的にやっていきなさいというように考えでございまして。減圧弁等につきましては、これはそうむずかしい問題ではなかったもので簡単に解決いたしました。マニピュレーターは作動不良、これはやはり将来の調査にいろいろ支障がございまして、この点につきましては四十六年度の予算におきましてこのマニピュレーターは改造するという予定にしております。

そのほか、これは故障ではございませんが、試験船でございまして、実験をやっている最中におきましては、横断でおりますカメラとかあるいはそのほかの観測機器におきまして、さらに性能の向上をはからなければ所期の目的を達し得ないというふうなものでございます。したがっていまその測定機器を改造し、改良していくというのが今後の課題として残っているわけでございます。

○石川委員 「しんかい」の故障の問題は専門的のことでありまして、ここでもちょっと聞いただけではわからないと思うのですが、ちょっとした傾斜のところでもなかなか海底におりられないというふうな点があって、まだまだ幼稚な点がたくさんあるような感じがしてならないわけなんです。諸外国から見てもこれもおくれているわけではございませんけれども、しかしそういうものを打開するために、私は先ほど、大きな目標を立て

てその太い柱に向かって、それに関連するものをつつプロジェクトとしてシステムエンジニアリングでやれ、こういう話をしたのですが、そこには一番必要なのは、そういう故障対策などを含めての基礎研究というものをどうしてもやっていかねければならぬのじゃないかと思うのです。これは海洋開発に限らないわけなんです、技術導入のあり方なんかを見ても日本は応用開発を非常に器用にやるものですから、甲種技術導入というものはほとんど日本には入ってこないのじゃないかというふうなことも含めて、これも海洋開発を離れた基礎的な一番、科学技術行政の重要な問題だと思っております。科学技術行政に限って言えば、たとえば潜水医学なんというものは日本の場合は皆無にひとしいのです。日本歯科大学の梨本教授がたつた一人これを教えているというふうなことで、海の底にもぐろうというのですから、絵にかいたもちよりもまだひどいような計画になっているというふうな実態なんです、この基礎研究というものを充実させなければならぬ。それからたとえば深海のほうに入っていきますと、どうしてもヘリウムガスというものを九七割くらい使っている、あるいは酸素を二割入れて、あと窒素を一割入れるというふうなことでやっておりますけれども、シラブ計画なんかでも第五号は一昨年もうこれでもって死亡事故を出しているわけなんです。相当進んだ研究をしておいてもそういう事故を起こしている、宇宙よりもはるかに危険な作業です。そういう点でヘリウムガスをやるという音が非常にひどいので、ほとんど聞きとれないというふうなこともあるわけなんです。そういうふうなことにどう対処するのか、空気ではとてもたないというふうなことに初步的という基礎的な研究をどうするかという問題の解決すらも日本ではまだついておらないと思うのです。そういう基礎的な研究をどうしたらいいか、腰を据えてやってもらわなければ、ただいたずらにムード的に海洋開発を叫んでも何ら成果をおさめ得ないのではなからうかという点で、そういう基礎研究の

ための組織というものを今度のセンターでもって上げようという考えでもらわなければならぬ。そうすると人材養成というところは当然科学技術センターの業務のうち主要な部分を占めるとするのですね、大学との関連は一体どうしようとするのか、そういう点で具体的な方策があればひとつ教えてもらいたいと思うのです。

○石川政府委員 ただいま先生から御指摘のように、基礎的な研究というのが重要であるということ、この海洋開発を進める上にあたりまして非常に重要だと存じております。特に御指摘のように入人材養成については、確かにわが国においてはきわめて貧弱でございまして、今後の人材養成に待つというところでございまして、そのためにこの海洋科学技術センターが相当大きな役割を果たすことをわれわれは期待しているわけでございまして。したがっていま、業務の中で研修という問題を相当大きく取り上げております。ここに述べております研修と申しますのは、従来の機械とか電子とか土木とかこういう技術者あるいは研究者を海洋開発に適した技術者に再訓練するというような内容、さらにそのような技術者がみずから海中にもぐって研究の成果を高めるというふうな訓練、このようなものを考えているわけでございまして。したがっていま、年間その多量にこのような方を養成するわけにはいかないと思っておりますが、逐次このセンターにおきましてそのような技術者、研究者が養成されていくものと考えております。

なお大学との関連でございまして、大学におきましても海洋関係の研究あるいは開発が行なわれているわけでございまして。このセンターにおきましては、この法文の中には直接大学との関連は述べておりませんが、研究機関といたしましては国立研究機関、大学研究機関と相互に関連をとりながら進めていくように十分計画を立てるつもりで進んでおるわけでございます。

○石川委員 私に与えられた時間がもうほとんどございせんから簡単に要点だけ質問したいと思っておりますが、水産庁が設立を予定している認可法人の海洋水産資源開発センターというのがございまして。これは海洋の中の、海洋水産資源は水産庁の所管だということと、独立の意気も高らかにこういうものを設けられたのだらうと思っておりますけれども、科学技術センターとの関係が一体どうなるかというのが一つ問題にならうかと思っております。やはりそういうものは、一元化した基礎的な研究は科学技術センターがやるというふうな企画といひますか、そういうものをきちんとしておいて、そこで海洋水産資源開発センターのほうに對する連絡調査というものと、役割りの分担の明確ということをはっきりさせておかなければいかぬのじゃないか、この点はどうなっておりますか。

○石川政府委員 農林省で計画を進めております水産資源センターでございまして、これはねらいといたしましては遠洋漁場の調査というのが主体になっております。これは従来遠洋漁場におきましての調査が、資料が非常に不足でございまして、その資料を収集したいということで水産庁の計画といたしましては漁船をチャーターいたしまして、そして調査事業を続けたいということでございます。したがっていま、この海洋科学技術センターで決定しておりますものは海洋科学技術というものを高揚させる、高めていくという意味でこのセンターでございまして、単なる調査事業だけではございせんので、その点性格的にははっきり区別できるというふうに考えております。

○石川委員 たとえば現在公害の問題が叫ばれて酸素が不足するのではないかと、森林が伐採をされる、あるいは水質汚濁でもってプランクトンが減るというふうなことが盛んに言われておりますね。酸素の補給源でもあり、それから魚はプランクトン食って大きく育つわけなんです。プランクトンを何とか大きく養成する方法はないかというところは漫画みたいな話でありますけれども、プランクトンというのは太陽の光を受けた範囲でだけ繁殖するということがなければ底の

港内に土地を選定して、それで話を進められておるようでありますが、この点についても、私は、わが国の中で最もすぐれた技術センターの設置場所がすなわち横須賀港であるという点において、全く賛成でございます。ただ、以下私が、こまかいようでございますが、横須賀港内におけるこのセンターの設置場所についての従来の科学技術庁あるいは政府のとりつた態度並びに今後の態度について、若干の懸念を有するものでございまして、その点から御質問をしたいと思います。まず最初に、この横須賀を選定された理由を、

々々伺わなくても、われわれはいい選定だと思っておるのですから、それはかわらないのですが、この横須賀を最良の候補地として、そして去年の七月十四日付で科学技術庁研究調整局長名をもって横須賀市長に、横須賀港内にひとつほしい、これはわかるのですが、具体的にこの中に、追浜の米軍が今度日本側に返還する予定になっておる土地にひとつほしいということ具体的に言っておられるのであります。私はその点についてお伺いしたいのであります。横須賀の追浜返還基地内にこれを選定されたその理由をひとつお伺いしたいわけでありまして。

長官、いま伺っておりますのですけれども、このセンター設置法に賛成であるし、海洋科学技術センターが非常に必要であるし、それが横須賀港内に設けられるということにも大賛成である。ただ経緯を見ますと、横須賀の中で特定の追浜の旧わが国の海軍の航空基地、これを日本側に返すことになった。そこに他の民需、いろいろな要求があるのに、そこに適合してこのセンターを設けられようとしたその理由等を伺っておるわけでありまして。

○西田国務大臣 海洋開発のためのこのセンターのようなものが必要であるということについて御賛意をいただきまして、たいへんありがたうございます。

このセンターの設置につきましては、いろいろな角度から検討いたしまして、そして最終的にこ

こを選んだのでございます。その事情につきましては、具体的にひとつ局長から御答弁申し上げますが、この土地が返つてまいりました場合に、民間の方もたいぶ御要望があるという事は私も承知いたしております。そういう事情がございまして、あそこが最も適当であるという立場から地元の御了解をちょうだいいたしまして、そしてその中に一部加えていただくという態度で市当局とも御相談申し上げ、かなりの御理解をちょうだいいたしまして進めておるわけでございまして。しかしながら、これがセンターがあそこでございますために、他の方々に全部御迷惑がかかるということがあるとは思いません。そこら辺の調整は十分考えていかなければならぬと思っております。また市当局におかれましては、そこら辺は十分御協力いたしておるよう聞いておるわけでございまして、まだ最終的には、市議会等もございまして、なっておりますけれども、決して他を排除してどうというふうな気持ちを持っておりません。

あそこを選んだ事情とか理由につきましては、ひとつ局長から具体的に御説明をさしたいと思っております。

○曾根委員 横須賀港を選ばれた技術的理由は私は納得するのです。ただ、いま長官のお話を伺って私は非常に安心したのでありますけれども、七月十四日に横須賀市長あてに用地確保の依頼をされた。これは確かに依頼で、命令でも何でもございせんが、それがまだ固まらないうちに、これは四十五年九月二十一日付の読売新聞に、海洋科学技術センター完成の予想図が、返還される土地を全部使ったようにならざる計画がまるですでにできたこととやっております。これは一体どういふことか。いま長官が言われたような、低姿勢といつてはあれですけれども、民間の需要等もよく相談して市当局に依頼するといつておるのに、まるでかつて科学技術センターがもうできています。これはどういふわけですか。ちょっとこの図を見てください。それじゃど

う考えてもお役所仕事という感じがしてならないのです。

○石川政府委員 私もただいまこれを拝見いたしました。このように図面は初めて見たわけでございまして、七月の十四日に私の名前で横須賀市のほうにお願いたしましたときは、この土地がアメリカ軍から返還される予定であるという事でございまして、われわれといたしましては、ぜひその土地に設けたいということをお願いしたわけでございまして。ただこの計画につきましては、このセンター法に述べてございまして、民間と政府と協力して海洋開発を行なうという趣旨でございまして、民間の側と協力してこの将来の設計図というものはつくったわけでございまして。ただその内容が、その計画の途中におきましていろいろ紆余曲折を経たわけでございまして、われわれとして当初考えておりましたのは、全面的にこの土地を使つてやろうというふうな、非常に大きな規模のものではなかつたわけでございまして。大体考え方としては二万坪もあればいいのではないかという考え方で進んだわけでございまして、その間にいろいろ図面も出ましたので、いろいろの情報となつて新聞あるいはその他の誌上に出入りしたことは存じますが、このようなことはございせん。

○曾根委員 それは必ずしも科学技術庁の本意ではないというお話で、それはそういうふうに承っております。

ただ大臣に、少し理屈っぽいようですけれども、ぜひ伺っておきたいのは、旧軍港市転換法という法律がございまして、二十五年六月二十八日付の。これによると、横須賀その他の旧軍港市で、第一「この法律は、旧軍港市（横須賀市、呉市、佐世保市及び舞鶴市をいう。以下同じ。）を平和産業港都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与することを目的とする。」、こういう法律がございまして、これは現に有効な法律ですね。その後改正はございまして、特にその第四条には末尾に「国は、旧軍用財産を

旧軍港市転換計画の実現に寄与するように有効適切に処理しなければならない。」、ですから、確かに二十五年と現在とは、たとえ現に自衛隊ができていて、そういうような大きな変化がございまして。しかしやはり精神としては、単に民間とこの事業を協力するといふだけでなくて、あそこには日本の海軍の財産がアメリカから返つてくる、そういう場合に、やはりこの軍港市転換法の精神は生きていておるのだと思ふのです。ですから、原則としては平和産業及び港湾に使うのがほんとうだ。平和産業及び港湾といふば現にあそこ非常に大きな機械工業、具体的にいへば自動車工業並びに造船工業がもう出ているのです。そればかりではないでしようけれども、その他の平和産業並びに港湾計画というものの原則として第一義的に優先位があるべきではないか。どうもことに市町村に行きますと、何となく中央から局長の通牒が来ただけで、なるほど書き方は依頼というふうになつてはいるけれども、国有財産が民間に返る前にちよつと先に、実際防衛庁なんかよくそういうことをやっていますので、防衛庁が必要だからといって先に押さえて、なかなか平和目的に使わせないというふうなことが現実に関々ございまして。ことにこういふような平和的な目的のために、これはみんな賛成なんです。だけれど、そういうところから見ていやくも平和産業及び港湾関係に使うというところに、何か中央の官庁の命令だから優先するのだというふうな考えでやられてはならないと思ふのです。現地の受け取り方はやはりそう簡単じゃないです。中央の官庁から通達があれば、弱ったなあというので頭をかかえてしまふ、それが現状です。ですから、まだきまつていないのですよ、この問題は。こういう状態なんです。そういう点をお考えになつて、いま長官が初めおっしゃったことは私は賛成です。ほんとに現地の協力を得てやるのだ。その場合に、平和産業と港湾のためという、これがまず第一です。これは私はお認め願わなければいけません。いかがですか。

が、これは第一条の文字から十分読み取れます。さらに、この条文で十分先生の御垂言で台

うものであるというふうに考えております。

○山原委員　その論点から申しますと、たとえは動力炉・核燃料開発事業団の場合にしましても、設立の目的のところ、第一条には「動力炉・核燃料開発事業団は、原子力基本法に基づき、平和の目的に限り」と、こうなっておるわけですね。だから、非常に明確にはなっておるにもかかわら

ず、なおかつ平和目的に限る、こういうふうに出
ております。

それからさらに宇宙開発事業団の場合にいたし
ましても、これはかつてわが党がこの科学技術委
員会にいないときでありますけれども、四党修正
案によりまして、第一条に「宇宙開発事業団は」、
の下に「平和の目的に限り」とやはり加えておる
わけですね。そういう趣旨から申しますならば、

私は今日海洋開發が非常に軍事的目的との關係において論議されておりますときに、当然入れるべきではないかという考えを持つわけですけれども、再度この点についてほかの二つのいま言いました法律と相違があるのか、この点について見解を伺っておきたいのです。

○西田國務大臣　先生よく御承知のとおり、原子力といいますが、やはり核兵器というようなことを、

と非常に関連性が考えられますし、宇宙の場合におきましても、また核兵器その他、兵器として関連性が近いわけでございますから、その点でやはり明確にされたものだと思いますが、海洋開発のための技術の研修、研究でございますから、私どもは特に平和利用という法律上の限定をする必要はなからうというふうに考えております。

○山原委員 いまの長官の御答弁ですが、二つの面から、一つは、だからこそ私は海洋科学技術や

面から一つは、カネの一種の責任を、インターナショナルという任務から申しまして、一そう平和的・建設的ということを明確にすることが正しいと思うのですよ。もう一つの点から申しますと、国際的に

も非常に海洋開発の問題が軍事利用との関係において論議されておるといふ関係がありますね。昭和四十二年秋の国連総会におきまして、マルタ、ベルギーそしてブルガリアの海底利用を平和目的に限り、海底資源をすべて人類に分ち合うべきであるとの提唱がなされておるとは御承知のとおりで、さらにそれに引き続きまして、昨年の春のジュネーブ軍縮委員会がこの問題を取り上げております。そのときに、日本の朝海代表のことが、このようにふりかへておられるわけです。「海底の軍事利用禁止は賛成であり、海底が核戦争の基地はならないよう望む」と述べております。しかし同時に、「しかし、純防衛装置」を条約で禁止することは問題」と、ソナーのような純防衛装置に限ってはあつても、日本の海底軍事利用の権利を保留する態度を示しておられるわけです。こういう点から見まして、その面から一そう平和目的の利用ということが書かれることが正しいのではないかと。日本政府の態度はこの点きわめてあいまいであります。その当時の朝日新聞を就みますと、これは朝日新聞だけでなくて他の新聞もそうでありまして、「南極条約では南極地域での『すべての軍事利用』を禁止し、その実施を保証するためあらゆる施設の自由な査察」を認めている。宇宙天体条約でも天体に関しては、『軍事利用』を許していないのである。政府はほんとうに日本の海洋開発を平和目的のみ利用すべき」といふ記事が出ております。だから、この点では政府の姿勢は報道関係からも一応指摘されておるから、このようになっておるわけですね。私は、そういう意味でかなり多くの国民、また科学者が疑念を持っておる問題に対しては、法案の中で明確にすべきである、このように考えるのですが、再度長官の意見を伺っておきたいのです。

○西田国務大臣 原子力の場合は、基本法におきまして明確にされておりますから、それを受けての事業団法でございますので、書いておると思ひますが、海洋開発の場合は、くどく答弁でも明確に申し上げておりますように、軍事目的のため

の研究開発というよりなことは全く考えておりませんというのを申し上げておるわけでございます。私は、そういう懸念はなさかれないといふことをここに確信申し上げることが出来るわけでありまして、そういう意味におきまして、あえてここに平和利用といふことを書く必要はなからうと思ひます。

○山原委員 これ以上申し上げることもできないと思ひますが、ちょっと角度を変えて伺ひたいと思ひます。これまでの海洋科学技術審議会委員のメンバーの中に、現職の防衛事務次官が入っております。今度これは海洋開発審議会というふうになります。今度これは防衛庁防衛局調査課が入っているわけですが、そういう科学技術庁の調査局の政府機関に防衛庁の役人が入っていないにもかかわらず、なぜこの審議会の中に防衛庁の事務次官あるいは調査課長が入らなければならぬのか、この点伺っておきたい。

○西田国務大臣 確かに現在ございます海洋科学技術審議会におきましては、防衛庁事務次官も名を連ねておりますが、これは従来の経過から見まして、防衛庁がわりあい昔のいろいろな海軍時代のこともあつたかもしれませんが、そういうような海洋に對する研究とかそういう蓄積をかなり持つておりますので、そういうものを平和利用に活用、吸収したいという考えで入れておつたようでございます。今回はそういう委員には政府関係者は入れませんから、また従来のそういうあれは必要ございませんので除いたわけでございます。ただ幹事会のメンバーはまだ具体的に最終的にきめておりませんので、それらの点はそういう懸念のないように、そういうことのために、もし入れるとしても入れるのはございませぬけれども、十分ひとつ検討してまいりたいと思ひます。

次に、この法案の業務に関する事項、すなわち第二十三条の第一項第一号につきまして、これは「海洋科学技術に關し多数部門の協力を要する総合的試験研究を行なうこと」ということになっておりますが、この内容について伺ひたいのですが、これはどういふ意味ですか。

○石川政府委員 ここに申し上げております「多数部門の協力を要する総合的試験研究」と申しますのは、多数部門といふのが非常に難解なことも存じますが、これは多数の技術部門の協力を要するといふふうには解釈していただければわかりやすいのではないかと存じております。したがしまして、たとえば技術部門の医学とかあるいは土木とかあるいは機械とか、そのようないろいろな技術部門がございまして、その協力を必要とするような総合的な試験研究、これを行ないたいというふうに考へております。

○山原委員 そのことにつきまして、昨年の七月に山中湖畔で読売新聞社主催の海洋開発国際シンポジウムが開かれておりますが、その記事についてちょっと当局の認識を深めていただきたいと思ひます。それは「海は人類のもの」といふサブタイトルがついておりました。こういう記事になつております。「わが国では『開発』と『自然環境の保護』は相対立する言葉になつてゐる。しかし、シンポジウムでは開発と環境保護は表裏一体のものであることがすべての講演者、特に外国からの参加者によつて強調された。」「そのためには、海洋資源の発見と分布調査といった、現実的な利益だけを求める『基礎研究』でなく自然環境の仕組みそのものを掌握する本當の意味での『基礎研究』の推進が必要だといふのが一致した意見だった。」「こういうふうに出ておりました。それで私も、ここで行なわれましてシンポジウムの全員一致した見解というものは、まさに正しい見解であると思ひます。そういう意味での基礎研究というものがやますればおろそかにされて、現実的な利益だけを求めるという基礎研究が中心になるといふ、また予算の配分にしましてもそういう

うことに重点が置かれるということ、これは決して科学技術の眞の意味の振興にはならないと思ひますが、この中にありますこの「総合的試験研究を行なう」という中には、私がいま言ひましたようなことに対して対応するような考え方があつたかどうか伺つておきたいのです。

○石川政府委員 先ほど先生から御指摘がございました自然環境の仕組みを解明していくといふことは、確かにわれわれの科学技術の最終の目的でございます。したがしまして、大きな意味におきましてはこのような科学技術といふものが人類あるいは自然といふものに対していかに順応していくかといふようなことを考へるわけでございます。が、その一つの手段といつたしまして、ここにございまして、海洋開発についての多数部門の協力による試験研究を行なう、基礎研究を行なうといふことになるわけでございます。単なる利益を求めるといふ研究を行なうのではないかと。そういう御質問でございますが、このセンターにおきまして基礎研究と申しますのは、そのような個々の特殊なものをとらえてではなく、海洋をいかにして開発していくかといふことに必要な基礎研究といふことがこのセンターにおいて行なわれるわけでございます。

○山原委員 いま日本国民は公害その他の問題で、この点については非常に重要な関心を持つておると思ひます。したがつていまの御答弁ですが、ここにこのシンポジウムで特に強調され、一致されたという意見であります開発と環境保護といふものが表裏一体であるといふこの点について、これは長官おわかりになりますか、開発と環境保護といふものが表裏一体のものであるといふこの考え方について見解を伺つておきたいのです。

○西田国務大臣 この海洋の開発といふことはその反面いろいろな汚染その他環境破壊といふようなことにつながる心配がございまして、そこで開発と環境の保全といふことはうらはらでなければならぬ、こういうふうに考へます。ことに水産資

した。普通の監視測定というよりなことはやっておるのですが重大な事故が起きて危険があるというところで、何かわれわれに通報するというそういう事態が起きておったのかどうかということがいま明確でございません。

〔渡部委員長退席、田川委員長代理着席〕

○山原委員 すこぶるたよりない御答弁で残念ですが、科学技術庁と関係のある問題として、この放射能の調査の問題ですが、これについて伺っておきたいのです。私は土佐湾の問題が出ましたので、では海洋における放射能汚染というものが調査をされておるのかどうか調べてみたいのです。そうしますと、確かにこの調査については科学技術庁のほうで掌握をしておいて、たとえば高知県の衛生研究所にはガイガー計数器あるいは放射能測定器があります。ありますけれども、これは空気中における放射能または海水、食品を中心とした放射能の検出が主であります。海洋につきましては人手もなければ予算もない、そういう指示もない、だから義務づけもないので、今日の状態ではやれと言われてもやれません。ただ心配をしておるだけです。こういう所長さんからの回答が出てきたわけでありまして、それでは空気中の放射能あるいは海水の放射能についてはどうしておるかという、これはもし異常が生じた場合でも県内においてかかって発表することはできない。すべて科学技術庁に報告をしておるだけでございます。こういう状態です。さらにこれと関係しまして、これは水産庁関係であります。南西海海水産試験所のほうに連絡をしてみますと、ここには確かにモニタリングポスト、またガイガー計数器もここも持っております。しかしこの場合も月一回水産庁に報告しておるだけであって、海水などについては研究はほとんどしてない。異常があっても発表することもできない、こういう形でいま国民が非常に重要な関心を持っておる放射能汚染の問題につきましては全く無防備な状態、しかも原子力潜水艦が演習航行をしておるかもしれないという可能性のある海域におきまして、全く無防備な状態、しかも海水、空気中の汚染については科学技術庁に報告するだけであって、たとえば県民に対してそれを知らすこととはできない。いわば笛口令を科学技術庁がしているといつても過言ではない状態に置かれておるの、日本列島の周辺の状態であるわけです。私が言

ましたことが事実かどうか伺っておきたいです。科学技術庁はどういう形で放射能の全国的な情勢を報告しておりますか。

○西田国務大臣 具体的な御質問でございますので、いま原子力局長を呼んでおりますので、しばらくお待ちください。

○田川委員長代理 ちょっと速記をとめてください。

（速記中止）

○田川委員長代理 速記を始めて。

○西田国務大臣 山原先生から、スヌーク号が入港したことにつきましては、われわれもはっきりこれは確認しております。汚染の監視等の実施をいたしました。何ら異常を認めなかったのであります。

船に他の事故があったかどうかということにつきましては、これは全くわれわれは未確認でございます。通報も受けておらないのであります。したがって、事故であったかどうかということも不明でございます。そのように御承知をお願いいたします。

○山原委員 そういうことで、この問題になりまして、佐世保、横須賀に原子力潜水艦が入港する場合には、二十四時間前に通報があるわけですね。その間においては、全く何が起ったかわれわれは知らないということですね。これは長官もお感じになっておると思いませんか。そこでも事故が起った場合、あるいは放射能をたれ流した場合、おそろく港に入った場合には、放射能をたれ流しということについては、かれらも警戒をしておると思いませんか。ここの監視体制も一定の監視体制はあるわけですから、しかしその間における航行中の放射能のたれ流しという問題になってくると、日本国政府は知らないということになってくるわけですね。たとえば房総沖の演習というものは、これはチャールリー区域でありますから、これは潜水艦の行動区域になっていない。行動区域になっていないところであ

かれらは今度日米合同演習をやって、スヌークはあそこを走り回っているわけですね。チャールリー区域については汚染の状態がどうなっているのかというところは、これは調べる要素がないわけですね。う、いまのところ。全く知らないというわけですね。しかし、そこでは日本国民のたんの自衛資源であるところの魚をとっているわけですね。だから、そういう問題に対して知らないということでは済まされるかという問題が、これはこの間も問題になったところだと思いませんか。だから、その辺につきましては、当然これは海洋調査が厳密に行なわれるべきものだと思います。同時に港だけでなくして、土佐湾とか相模湾につきましては、これは常時警戒体制を敷きまして、そしてそれに対する汚染状況を調べるということが、これは当然のやり方だと思いませんか。日本国民の生命財産の保全のためは当然のことだと思いませんか。そういうことができないところに幾ら原子力損害賠償法をつくったところで、入港してくるところの米原子力潜水艦の問題については、何ら日本政府は知らないというようにすることが許されるかという問題。だから私は、その点について、これはもう日本政府の決意の問題になってくると思いませんか。これは長官の決意を伺っておきたいのです。というのは、私のところは、本日も漁業協同組合の幹部が大挙してこちらへ来ております。一体どうなったのか、演習が行なわれておたのかどうか、かわからないし、汚染の状態を調べてみれば、だれでも調査したものがないということになってきます。放射能に汚染された魚を食っておるかもしねという問題さえ出てくるわけですね。おそろくそういうことはなからうという期待はありますけれども、それは期待であって、立証することはできません。だから、そういう点についてはどうするかということですね。そのことを伺っておきたいと思いませんか。

○西田国務大臣 原潜が入港しました場合は通報がありますし、それに対する監視の体制は整っております。それから核爆発実験などがあった場合は等におきまして、十分測定が行なわれているわけでございます。

そこでアメリカの原子力潜水艦が公海で演習した、それに対して常時監視体制ができておるか、こういうことだと思っておりますが、この間もどなたか御質問がございまして、局長から答弁をいたしました。思いますが、何か必要が起れば、もちろん測定ということはお考えられるという御答弁を申し上げていると思いませんか。

ただ潜水艦の演習があるということに對しまして、日本の全海域につきまして常時監視体制をとるべきかどうかにつきましては、私どももいたしませんが、十分ひとつ検討させてもらいたいと思

○山原委員 最後に……。もう時間がたちましたから、近江先生が質問されると思っておたので、ないようですから、私もこれで終わりたいと思っております。少なくとも潜水艦の行動区域として指定されてないチャールリー区域で日米合同演習をやるのは何ごとかといふ言いたいです。しかも原子力潜水艦の航続力それからスピードなどを考えました場合に、相当のことが行なわれている。だから傾いて入るとか、あるいは潜望鏡を直さなければならぬというふうな事態が起る。しかも、それは事故であったのか何であったのかわからぬということでは、これは全く国民に対して申しわけないことだと思いませんか。

（田川委員長代理退席、委員長着席）

だからチャールリー区域を使ったことの違法性については、これは防衛庁の問題ですから、科学技術庁については、私はいま質問をいたしませんけれども、少なくとも長官の決意をもう一度伺いたいのですが、潜水艦行動区域として指定されている相模湾、土佐湾、これは人口密集地帯があるわけですね。相模湾の場合には、土佐湾にいたってそうです。水打ちぎわまで彼らは入ることができわけです。そこには大都市もあります。またハウス園芸地帯もあります。漁民は漁業をしておりま

す。そういうところに対しては、少なくとも常時

す。そういうところに対しては、少なくとも常時

す。そういうところに対しては、少なくとも常時

す。そういうところに対しては、少なくとも常時

す。そういうところに対しては、少なくとも常時

す。そういうところに対しては、少なくとも常時

あるいはしばしば——少なくとも不十分ではあるうと思ひますけれども、現在の対策としては、海水の汚染状況の調査、そのぐらひはすべきだと思ひます。この点について、やるかやらぬか伺つておきたい。

○西田国務大臣 いろいろ監視体制の整備の問題もござりますから、あわせて十分検討させていただきます。

○山原委員 終わります。

○渡部委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○渡部委員長 ただいま委員長の手元に、田川誠一君外三名より自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案にかかる海洋科学技術センター法案に対する修正案が提出されております。

海洋科学技術センター法案に対する修正案
海洋科学技術センター法案の一部を次のように修正する。

第一条中「海洋科学技術センターは」の下に、「平和と福祉の理念に基づき」を加える。

○渡部委員長 まず提出者より趣旨の説明を求めます。田川誠一君。

○田川委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党を代表いたしまして、海洋科学技術センター法案に対する修正案の趣旨について、簡単に御説明申し上げます。

この海洋科学技術センター法案は、海洋の開発にかかると科学技術に関する総合的試験、研究や研修などを行なうことにより、海洋の開発にかかると科学技術の向上をはかることを目的とするものであります。これはあくまで平和と福祉の理念をもつて実施されるべきであります。このことは当然のことであり、これをさらに明確にする意味から、お手元に配付してあります修正案のように、第一条に、「平和と福祉の理念に基づき」と加えたのであります。

以上であります。何とぞ各位の御賛同をお願いいたします。

○渡部委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○渡部委員長 これより本案及び修正案を討論に付するのであります。別に申し出もございませんで、直ちに海洋科学技術センター法案について採決いたします。

最初に、田川誠一君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○渡部委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○渡部委員長 起立総員。よって、本案は修正議決いたしました。

○渡部委員長 ただいま修正議決いたしました本案に対し、石川次夫君外三名より自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の共同提案にかかると、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。石川次夫君。

○石川委員 ただいま議題となりました、本案に対する附帯決議につきまして、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表いたしまして、趣旨の説明を申し上げます。

まず案文を朗読いたします。

海洋科学技術センター法案に対する附帯決議（案）

海洋科学技術センターは、平和と福祉の基本理念を確立し単に資源開発のための科学技術の向上に資するだけでなく、海洋の汚染防止など広く海洋に関する科学技術に対しても重視していくべきである。

以上であります。

その内容につきましては、質疑の過程においてすでに明らかにされておるところでありますので、省略いたします。何とぞ御賛成をお願いいたします。

○渡部委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議につきましては、別に発言の申し出もございせんので、これより採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○渡部委員長 起立総員。よって、本動議は可決され、本案は附帯決議を付することに決しました。

ただいま議決いたしました附帯決議に関して、西田国務大臣より発言を求められておりますので、この際これを許します。西田国務大臣。

○西田国務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を尊重いたしまして、善処いたします。

○渡部委員長 おはかりいたします。

ただいま修正議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、さう決定いたしました。

（報告書は附録に掲載）

○渡部委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

原子力損害の賠償に関する問題調査のため、参考人を招致し、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、さう決定いたしました。

なお、参考人の人選、出頭の日時等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渡部委員長 御異議なしと認めます。よって、さう決定いたしました。

次回は来たる四月十四日、水曜日、午後一時理事會、一時十五分より委員会を開くこととし、本日はこれにて散會いたします。

午後三時三十八分散會

昭和四十六年四月八日印刷

昭和四十六年四月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局